

特許事務所・特許業務法人の在り方について(2)

(小規模事務所)

1. 検討の背景

(1) 特許事務所・特許業務法人に求められる機能

自社内に知的財産の専任者を持つ余裕のない中小企業等には、社外知的財産担当者として活用できる「かかりつけ医」のような特許事務所・特許業務法人（以下、単に「特許事務所等」という。）が求められている。

このような、かかりつけ医型の特許事務所等を実現するためには、所属弁理士が一人である、いわゆる一人事務所を含めた小規模な特許事務所等が、顧客に対して継続的なサービスを提供することにより、顧客と相互に信頼関係を形成し、同時に顧客の事業についての理解を深めることが重要であると考えられる。

この点に関し、小規模特許事務所等、とりわけ特許事務所等の 68%を占める一人事務所は、大規模な事務所と比較してサービスの継続性等に課題を抱えているとの指摘がある。

(2) 特許業務法人制度の概要

平成 12 年改正において、「特許業務法人」という特別な法人制度が創設され、特許事務所の法人化が認められた。弁理士の業務内容が専門化、高度化、多様化していく中で、企業等のニーズへの的確な対応を図っていくためには、業務の継続を図り、総合的サービスの提供を実現することが求められており、事務所の法人化により経営体制を強化する必要性が生じていたためである。特許業務法人の社員は二人以上とされているが、これは弁理士が死亡した場合などに顧客への継続的な対応を図るという特許業務法人制度の設立趣旨を踏まえたものである。

平成 24 年 12 月末現在、177 の特許業務法人が設立されている¹。

¹ 日本弁理士会の情報に基づいて記載

2. 問題の所在

継続的なサービスの提供等を目的として導入された特許業務法人制度は、上記制度導入の趣旨に照らし、設立には、弁理士である社員が少なくとも二人以上必要とされている（弁理士法第 43 条、第 52 条）。そのため、弁理士が一人の事務所は当然のこと、二人以上が所属する事務所であっても、社員を二人以上確保できない場合は法人化することができず、小規模事務所においては法人化が進んでいない。

この点、社員一人による特許業務法人の設立が認められれば、特許事務所の経営者は、自らが社員となるだけで法人化できることになる。そこで、法人の設立要件を緩和し、社員が一人の法人を認めるべきとの指摘がある。

なお、平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究（一般財団法人知的財産研究所）（以下、「平成 24 年調査」という。）におけるアンケート調査結果によれば、「一人法人が認められれば法人化を検討してみたい」と回答した者の割合は、一人事務所を経営している者（かつ勤務者 1 人以上）の 32%（114/355）、一人事務所を経営している者（かつ勤務者 0 人）の 29%（64/218）であった。

また、法人化が進まない小規模事務所においては、弁理士が死亡したときの事務所資産の承継のほか、事業の承継もうまく進まない等の問題が指摘されている。

3. 対応の方向性

(1) 一人法人制度について

他士業において一人法人が認められているのは、弁護士だけである。これは、導入時（平成 14 年 4 月）、弁護士の約 54%が複数の弁護士がいる法律事務所に所属しており、それらの多くが、一人の経営弁護士が勤務弁護士を雇用する、いわゆる「親弁型事務所」であるという実態を踏まえて導入されたものである。したがって、一人法人は経営弁護士＋勤務弁護士という形態の事務所の法人化が中心になるものと考えられていた。こうした状況においては、法人化により経営者個人と事務所の資産の区別を図るメリットが大きく、また、仮に設立の時点において一人法人であっても、事後的に二人以上の社員の法人へと移行する可能性も高いと考えられた。複数の弁護士がいる法律事務所に所属している者の割合は、立法当時の約 54%から平成 24 年 3 月現在の約 74%に増加している²。

²日本弁護士連合会「弁護士白書 2012 年版」 p122

資格者法人の設立に必要な社員の数

弁護士法人	弁護士 1人以上
行政書士法人	行政書士 2人以上
司法書士法人	司法書士 2人以上
税理士法人	税理士 2人以上
土地家屋調査士法人	土地家屋調査士 2人以上
社会保険労務士法人	社会保険労務士 2人以上
監査法人	公認会計士 5人以上

弁理士についても、平成 18 年度の産業構造審議会弁理士制度小委員会において、一人法人制度の導入が、特許業務法人制度の利用を進めるための施策の一つとして検討された。しかし、「一人法人制度の導入は個人の資産の分離が図られるなどのメリットがないわけではないが、弁理士事務所の約 7 割は一人事務所であり業務の共同化は進んでおらず、この点で弁護士法人における一人法人制度の導入とは状況が異なることや、特許業務法人制度導入の本来の趣旨を踏まえれば、一人法人制度の導入は時期尚早であると考えられる³。」として、一人法人制度の導入は見送られている。

上記審議会における整理に照らすと、特許事務所においては、全事務所数に占める一人事務所数の割合は、平成 24 年時点においても引き続き 7 割程度を推移しており、一人法人制度導入の前提が満たされない状況にある。

全事務所数に占める一人事務所数の割合

	平成 14 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年
弁理士	72%	71%	69%	68%	68%	68%

(出典) 平成 24 年調査 p128

顧客への継続的な対応を図るという特許業務法人制度の設立趣旨に鑑みると、こうした現状においては、同制度の導入は時期尚早であり、引き続き、小規模事務所において事業承継が困難になった事例の有無や、それが一人法人制度の導入によって解消され得るのかなど、小規模事務所の経営実態等を踏まえ検討していくことが適当ではないか。

³ 産業構造審議会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」平成 19 年 1 月

(2) 小規模事務所の基盤整備について

かかりつけ医型の特許事務所等の実現には、一人事務所を含めた小規模な特許事務所等が継続的に事業を行い得る基盤を整備することが必要である。特に、事業継続計画（BCP）の策定や、弁理士が退職又は死亡した場合の事業承継ルールの確立等が急務と考えられる。弁理士会による取組の検討も必要ではないか。

また、小規模事務所においては、提供するサービスの維持、向上のため、複数の弁理士・特許事務所等とネットワークを構築することも重要である。

こうした取組を複合的に実施していくことで、小規模事務所においても安定したサービスを提供し、地域のかかりつけ医としての役割を果たしていくという期待に応えていくことが必要ではないか。